

令和2年度下期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンについて

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

1 目 的

毎年11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」とし、ヤミ金融被害の未然防止と悪質業者の排除に努めるため、隣接県、関係機関が連携し、イベント等を活用した啓発活動を行っている。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、出展を計画していた「たちかわ楽市2020」が中止となったため、上期と同様に、ポスターの掲出やインターネット等を中心とした内容に変更してキャンペーンを実施する。

2 実施概要

(1) 実施時期

令和2年11月9日(月)～15日(日)

(2) 実施内容(予定)

① 関係機関へのポスターの配付

東京都貸金業対策課でポスターを作成し、区市町村や経済団体などの関係機関に配付する。

② 車内広告の掲載

キャンペーン期間中、JR(中央線、総武線、上野東京ライン、湘南新宿ライン)に中張りポスター広告を掲出する。

③ 参加機関のホームページ等での啓発

キャンペーン期間中、可能な範囲で各参加機関がホームページ等で啓発を行う。

(参考:都が実施する啓発内容)

- ・産業労働局ホームページでの啓発
- ・新橋駅前ビジョン、立川駅前ビジョンでの啓発動画放映
- ・東京都中小企業振興公社会員企業への啓発チラシ配布

(3) 参加予定機関・団体

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、千葉県、埼玉県、警視庁、東京都 計13機関

(4) 後援 金融庁(予定)